

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. サービスの目的

東洋リハ株式会社 南天訪問看護ステーションは、介護保険制度を利用される利用者様を対象に介護支援専門員が立てたケアプランに基づき様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で日常生活がおくれますよう利用者様の状態に応じたサービスを提供します。このサービスは介護保険法の基本理念に基づき生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

2. サービスの担当者

訪問看護(介護予防訪問看護)は看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の免許を有する専門家が担当します。

担当:木村 祐美子 連絡先 TEL (0587)50-0900 FAX (0587)50-0901

3. 訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの概要

1) 訪問看護(介護予防訪問看護) 事業所の指定状況およびサービス提供地域

事業所名	南天訪問看護ステーション
所在地	江南市小郷町栗田木1番地
介護保険指定番号	2363690104
通常サービス提供地域	江南市、犬山市、岩倉市、扶桑町、大口町、小牧市、一宮市 * 地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2) 当事業所の特徴(運営方針)

関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援することを目標に医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をし、適切な運営を図ります。

3) スタッフの体制

訪問看護ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

①管理者:看護師 1名

管理者は所属社員を指導監督し関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等適切な事業の運営が行われるように統括します。

②訪問看護(介護予防訪問看護)スタッフ:看護師12名(常勤10名・非常勤2名)理学療法士13名(常勤6名・非常勤7名)作業療法士4名(常勤1名・非常勤3名)言語聴覚士4名(常勤1名・非常勤3名)事務員5名(常勤2名・非常勤3名)

訪問看護スタッフは訪問看護計画書及び報告書を作成し在宅における訪問看護(介護予防訪問看護)を担当します。

4) 営業日

月曜日から金曜日とします。(ただし年末年始はのぞきます。)

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

5) 訪問看護(介護予防訪問看護)の内容は次のとおりとします。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1. 病状観察 | 12. 介護用品の管理・指導 |
| 2. 体位変換 | 13. その他、医師の指示による看護 |
| 3. 栄養・食事の援助 | 14. ADL 訓練 |
| 4. 排泄の援助・オムツ交換 | 15. 筋力訓練・関節可動域訓練 |
| 5. 整容・衣服の着脱の援助 | 16. 屋外活動訓練 |
| 6. 移動・移乗・散歩などの介助 | 17. 歩行訓練 |
| 7. 口腔ケア | 18. 呼吸リハビリテーション |
| 8. 身体の清潔保持 | 19. 高次脳機能障害へのリハビリテーション |
| 9. 認知症に対する自主プログラム | 20. 認知症への対応 |
| 10. 家族の介護相談・支援 | 21. その他医師の指示によるリハビリテーション |
| 11. 家屋改造のアドバイス | |

4. 訪問看護(介護予防訪問看護)の提供方法

訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、利用者様の希望または介護支援専門員の在宅ケアアセスメントにより必要性が認められた時にケアプランに基づき提供されます。また訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づき行います。

5. 訪問看護(介護予防訪問看護)の利用料金

1) 利用料

利用料については介護保険制度から9割または8割または7割の支給となり1割または2割または3割が利用者様負担となります。利用料については介護支援専門員により提示されるサービス利用表にてご確認ください。

2) 交通費

上記3の 1)の通常のサービスの実施区域にお住まいの利用者様は無料です。それ以外の地域にお住まいの利用者様は交通費の実費をご負担いただくこともあります。なお、自動車を使用した場合の通常の実施地域を超える場合、片道 5 km毎に 100 円を徴収いたします。

訪問看護利用料金

基本料金	看護師による訪問 20分未満	314単位/回
	30分未満	471単位/回
	30分以上1時間未満	823単位/回
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位/回
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による訪問	
	20分	286単位/回
	40分	572単位/回
	60分	771単位/回
加算項目	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	3 単位/回
	夜間(18時～22時)・早朝(6～8時)加算	上記単位数に 25%加算
	深夜(22～6時)加算	上記単位数に 50%加算
	特別管理加算 (Ⅰ)	500単位/月
	特別管理加算 (Ⅱ)	250単位/月
	初回加算 (Ⅰ)	350単位/回
	初回加算 (Ⅱ)	300単位/回
	退院時共同指導加算	600単位/回
	長時間訪問看護加算	300単位/回
	複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)	254単位/回
	複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)	402単位/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)(30分未満)	201単位/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)	317単位/回
	口腔連携強化加算	50単位/月
	ターミナルケア加算	2,500単位/回

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本料金	要介護1～4	2,951単位/月
	要介護5	3,754単位/月
	医療保険:特別指示期間減算	▲97単位/日
加算項目	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	25単位/月
	緊急時訪問看護加算 (※)	574単位/月
	特別管理加算 (Ⅰ) (※)	500単位/月
	特別管理加算 (Ⅱ) (※)	250単位/月
	ターミナルケア加算 (※)	2,000単位/回
	退院時共同指導加算	600単位/回
	初回加算 (Ⅰ)	350単位/回
	初回加算 (Ⅱ)	300単位/回

※ (※) 区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護予防訪問看護利用料金

基本料金	看護師による訪問	20分未満	303単位/回	
		30分未満	451単位/回	
		30分以上1時間未満	794単位/回	
		1時間以上1時間30分未満	1,090単位/回	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による訪問			
		20分	利用開始から1年未満 276単位/回 利用開始から1年以上 261単位/回	
		40分	利用開始から1年未満 552単位/回 利用開始から1年以上 522単位/回	
		60分	利用開始から1年未満 402単位/回 利用開始から1年以上 357単位/回	
	加算項目	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		3単位/回
		夜間(18時～22時)・早朝(6～8時)加算		上記単位数に25%加算
深夜(22～6時)加算			上記単位数に50%加算	
特別管理加算（Ⅰ）			500単位/月	
特別管理加算（Ⅱ）			250単位/月	
初回加算（Ⅰ）			350単位/回	
初回加算（Ⅱ）			300単位/回	
退院時共同指導加算			600単位/回	
長時間訪問看護加算			300単位/回	
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)			254単位/回	
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)			402単位/回	
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分未満)			201単位/回	
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)			317単位/回	
口腔連携強化加算			50単位	

※地域区分(6級地)のため1単位あたり10.42円での計算となります。

※領収書兼明細書の再発行はいたしません。大切に保管してください。

3) その他、料金に関わる特記事項

※キャンセル料 訪問時間までにご連絡がない場合はキャンセル料をいただきます。
(但し、緊急やむを得ない場合は除きます。)

※90分を超えた訪問 90分を超える訪問看護を行った場合30分ごとに4,500円いただきます。
(長時間訪問看護加算算定時以外)

※死後の処置 ご希望により死後の処置を行った場合は16,000円いただきます。
(エンゼルケアについてはご自宅にあるものを使用いたします)

6. 事故が発生した場合の対応

居宅サービス提供時に利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

7. 虐待の防止のための措置に関する対応

- 1) ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図ることとします。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回)実施します。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。
- 2) ステーションは、サービス提供中に、当該ステーションの看護職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

8. 秘密の保持

居宅サービスを実施する中で知り得た利用者様やご家族の情報は、了承なしに他人に漏らすことはありません。なおサービスが適切かつ円滑に提供されるよう介護支援専門員・他の事業者・主治医に利用者様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前に了承をいただきます。

9. サービス内容に関する苦情

1)利用者様に提供したサービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

南天訪問看護ステーション 担当:木村 祐美子

TEL (0587)50-0900 FAX (0587)50-0901

2)利用者様は当事業所以外に介護支援専門員・市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国保連合会	介護福祉課内 苦情相談室	連絡先	052-971-4165
江南市役所	高齢者生きがい課	連絡先	0587-54-1111
小牧市役所	長寿介護課	連絡先	0568-76-1198
犬山市役所	高齢者支援課	連絡先	0568-44-0325
岩倉市役所	長寿介護課	連絡先	0587-38-5811
一宮市役所	高年福祉課	連絡先	0586-28-9021
大口町役場	健康生きがい課	連絡先	0587-94-0051
扶桑町役場	介護健康課	連絡先	0587-93-1111